

第12回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～適正取引ガイドラインの見直しについて～

平成27年1月22日(木)

- 「適正な電力取引についての指針」(適正取引ガイドライン)については、第10回WGで示したとおり、本年4月に施行が予定されている第1弾の改正電気事業法や、2016年に施行が予定されている第2弾の改正電気事業法の改正等を踏まえた見直しが必要。
- このうち、第1弾改正法で創設される広域機関に関する改正事項など次ページ以降で示す内容について、パブリックコメントを経た上で本年4月を目途に改正することとしてはどうか。
 ※その他、電気事業制度改革についてのこれまでの経緯に関する記述の改正や用語の技術的な改正についても実施。
- なお、小売全面自由化関連など第2弾改正法の施行に関する事項については、第10回WGで示した項目を中心に、今後、本WGなどの場で具体的内容の検討を行う予定。
 ※小売供給契約を締結する際の説明義務や書面交付義務に関するガイドラインなどについても、今後本WGなどの場で検討を進めることを予定。

(参考)第10回制度設計WG 資料6-4より抜粋

1. 広域機関の創設に伴う改正事項 (第1弾関係)

改正事項	考え方	該当箇所(例)
(1)送配電等業務支援機関(ESCJ)の業務	ESCJが実施している業務は、第1弾改正法の施行に伴い、広域的運営推進機関が実施することとなることから、これに対応した改正が必要。	Ⅱ(2)-1-2 一般電気事業者の託送供給業務における差別的取扱いの禁止
(2)広域機関が新たに行う業務	広域的運営推進機関はESCJよりも機能が強化されており、こうした点について、新たにガイドラインで定めることが必要。	新設 (ESCJに関する規定に追記)

第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成	1
第二部 適正な電力取引についての指針	
Ⅰ 小売分野における適正な電力取引の在り方	
1 考え方	4
(1) 自由化分野	
(2) 規制分野	
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	
(1) 自由化分野	
① 自由化対象需要家に対する小売供給・小売料金の設定	
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	5
(適切な標準メニューの設定・公表)	
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	5
i 新規参入者への対抗	
ii 特定の関係のある需要家への小売	
iii 部分供給	
iv 戻り需要時の不当な高値の設定等	
v 自家発補給契約の解除・不当な変更	
vi 不当な最終保障約款	
vii 需給調整契約の解除・不当な変更	
viii 不当な違約金・精算金の徴収	
ix 物品購入・役務取引の停止	
x 需要家情報の利用	
xi 複数の行為を組み合わせた参入阻止行為	
② その他の行為	
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	12
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	12
(2) 規制分野	
ア 適正な電力取引の観点から望ましい行為	12
イ 適正な電力取引の観点から問題となる行為	12
Ⅱ 託送分野における適正な電力取引の在り方	
1 考え方	14
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	
(1) 託送供給料金等についての公平性の確保	
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	15
① 託送供給料金	
② 情報公開	
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	15
① 託送供給料金の算定根拠	
② 連系統等の設備利用の拒否	
(2) ネットワーク運営の中立性の確保	
(2) - 1 一般電気事業者の託送供給	
(2) - 1 - 1 一般電気事業者の託送供給業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止	
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	17
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	18
(2) - 1 - 2 一般電気事業者の託送供給業務における差別的取扱いの禁止	
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	19
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	19
(2) - 2 卸電気事業者の振替供給	
(2) - 2 - 1 卸電気事業者の振替供給における情報の目的外利用の禁止	
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	23
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	23
(2) - 2 - 2 卸電気事業者の振替供給における差別的取扱いの禁止	
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	23
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	24
(3) インバランス料金	
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	25
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	25
① 変動範囲内インバランス料金	
② 変動範囲外インバランス料金	
(4) 託送余剰インバランスの買取料金	
○ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	25

Ⅲ 卸売分野における適正な電力取引の在り方	
1 考え方	26
(1) 一般電気事業者の電気の調達	
(2) 新規参入者への卸売	
(3) 卸電力取引所	
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	
(1) 一般電気事業者の電気の調達	
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	28
○ 全国融通	
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	28
① 卸供給における不当な料金設定	
② 余剰電力購入契約の解除・不当な変更	
③ 卸供給契約の解除・不当な変更	
④ 卸売事業者(IPPなど)に対する小売市場への参入制限	
⑤ 卸売事業者(IPPなど)に対する優越的な地位の濫用	
⑥ 一般電気事業者による発電設備の買取り	
(2) 新規参入者への卸売(常時バックアップ)	
○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	30
(3) 卸電力取引所	
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	31
① 積極的な活用	
② 売り札	
③ 市場監視	
④ 情報公開	
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	31
① 自家発補給契約の解除・不当な変更	
② 需給調整契約の解除・不当な変更	
③ 余剰電力購入契約の解除・不当な変更	
④ 卸供給契約の解除・不当な変更	
Ⅳ 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方	
1 考え方	33
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	
(1) 自家発電設備の導入又は増設	
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	33
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	34
① 自家発電設備の導入又は増設の阻止等	
② 自家発電設備を有する需要家に対する不利益等の強要	
(2) オール電化等	
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	35
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	36
① 一般電気事業者の恣意的な運用	
② 一般電気事業者の負担による屋内配線工事	
③ 一般電気事業者による電化機器の過剰な普及宣伝活動	
④ 一般電気事業者による不動産の買取り	
⑤ オール電化とすることを条件とした不当な利益の提供等	

第2部 適正な電力取引についての指針

Ⅱ 託送分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方

(1) 公正かつ有効な競争の観点からは、一般電気事業者自身の内部取引と同一の条件の下に、新規参入者に対してネットワークが開放されることが不可欠である。

具体的には、託送供給料金と給電指令等ネットワーク運用の両面において、こうした公平性が求められる。

③ さらに、ネットワーク運用に関する公平・透明なルールの策定等を行う送配電等業務支援機関に係る制度が導入され、広域機関の設立後は、広域機関が周波数変換設備や地域間連系線等(以下「連系線等」という。)の送電インフラの整備計画の策定、各区域(エリア)の一般電気事業者による需給バランス・周波数調整に係る広域的な運用の調整、新規電源の接続の受付や系統情報の公開等に係る業務を行うこととなる。また、ネットワーク運用者である一般電気事業者は、送配電等業務支援機関広域機関が策定した運用ルール送配電等業務指針を踏まえて自社ルールを整備し、送配電等業務を行うこととなる。送配電等業務支援機関広域機関の運営について、経済産業大臣はその公平性・透明性が確保されていないと認める場合は、監督上必要な命令を発動する等の対応を行うことができることとなっている。

(2) これらの点については、電気事業法上の託送供給約款の届出・変更命令、託送命令のスキーム、行為規制、及び送配電等業務支援機関広域機関に係る制度により担保されるものであるが、公正かつ有効な競争の観点から、次に述べる点を踏まえ、一般電気事業者及び広域機関の適切な対応が必要である。

※上記の改正内容を踏まえた用語の技術的な改正も実施。なお、ガイドライン内のこれより前のパートにおいて、広域的運営推進機関の略称として「広域機関」という用語を用いる旨を記載している。

(ポイント)

- ◆(1)③において、ESCJと比較して広域機関の機能が強化されることとなる業務について追記するとともに、一般電気事業者が送配電等業務指針を基に送配電等業務を行うことになる旨を明記。また、機関やルールの名称について、広域機関の創設に伴う改正を実施(以下同様)。
- ◆(2)において、一般電気事業者に加え、広域機関においても、連系線等の運用等について、公正かつ有効な競争の観点から適切な対応が必要である旨を明記。

第2部 適正な電力取引についての指針

II 託送分野における適正な電力取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 託送供給料金等についての公平性の確保

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

② 連系線等の設備利用の拒否運用等

連系線や周波数変換設備(以下「連系線等」という。)については、送配電等業務支援機関広域機関により、整備計画の策定が行われるとともに、その空容量等の公開や、事業者の連系線等利用に関する送電容量管理・調整がなされる。また、広域機関は、その業務規程に基づき、発電設備の出力の合計値が一定規模以上である発電設備に係る系統への接続の受付を行う。これら業務の運営が公正かつ適確な実施を確保するために必要があると認めるときには、経済産業大臣は広域機関に対し監督上必要な命令を行うこととなる(電気事業法第99条の3第28条の51)。

※上記の改正内容を踏まえた用語の技術的な改正も実施。

(ポイント)
◆ESCJと比較して広域機関の機能が強化されることとなる業務について、運営の公正かつ適確な実施を確保するために必要があると認める場合は、経済産業大臣が広域機関に対し発動する監督命令の対象となることを規定。

第2部 適正な電力取引についての指針

Ⅱ 託送分野における適正な電力取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(2) ネットワーク運営の中立性の確保

(2) - 1 一般電気事業者の託送供給

(2) - 1 - 2 一般電気事業者の託送供給業務における差別的取扱いの禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

- ① 系統運用や系統情報の開示・周知等について、送配電等業務支援機関広域機関の定める基本的な指針送配電等業務指針並びに国の定める「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」(平成25年5月31日改定。以下「系統連系ガイドライン」という。)及び「系統情報の公表の考え方」(平成24年12月策定、平成26年3月改定。以下「系統情報ガイドライン」という。)を踏まえて、一般電気事業者は電気供給事業者すべて全てに適用される社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給を行う。

※上記の改正内容を踏まえた用語の技術的な改正も実施。

(ポイント)

- ◆系統運用や系統情報の開示・周知等について一般電気事業者が作成する社内ルールは、新たに定められる送配電等業務指針や、国が定めた各種指針(「系統連系ガイドライン」及び「系統情報ガイドライン」)を踏まえることを「望ましい行為」として規定。

第2部 適正な電力取引についての指針

Ⅱ 託送分野における適正な電力取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(2) ネットワーク運営の中立性の確保

(2)-1 一般電気事業者の託送供給

(2)-1-2 一般電気事業者の託送供給業務における差別的取扱いの禁止

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

② 送配電部門が所有する情報の差別的な開示・周知

託送供給料金の改定、系統情報等の送配電部門が保有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。

(a) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、系統アクセスの検討の際に事前に開示する情報(例えば、送電線ルート、予想潮流、空容量、送電線建設予定等に関する情報)に差がある場合(注3)。ただし、立地点、連系電圧、連系対象設備の規模等アクセス検討の対象の差により開示する情報に差が生じる場合はこの限りでない。

(b) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、電力潮流状況に関する情報の開示に不当に差がある場合(注4)。なお、送配電等業務支援機関広域機関の情報の開示が、一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気事業者で不当に異なる場合には、送配電等業務支援機関広域機関に対して、支援業務の公正かつ的確な実施を確保するために必要があると認めるときとして、当該支援機関広域機関に電気事業法に基づき監督上必要な命令が発動される(電気事業法第99条の3第28条の51)。

(注3、注4)送配電等業務支援機関広域機関が策定した情報開示に関する基本的な指針送配電等業務指針及び国が策定した「系統情報ガイドライン」に従い、情報セキュリティの確保の観点から、開示することが適当でない場合において当該情報を開示しない場合には、原則として問題にならない。

(ポイント)

- ◆広域機関の情報の開示が一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気事業者で不当に異なる場合には、経済産業大臣が広域機関に対して発動する監督命令の対象となると規定。
- ◆系統アクセスに関する情報又は電力潮流状況に関する情報の開示については、送配電等業務指針及び「系統情報ガイドライン」に従って、情報セキュリティの確保の観点から情報を開示しない場合は原則として問題にならないことを明記。

第2部 適正な電力取引についての指針

Ⅲ 卸売分野における適正な電力取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 一般電気事業者の電気の調達

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

○ 全国融通

全国融通については、前日計画確定後の電力取引手段として、時間前市場とは別に、系統運用者の最後の調整手段としての性格を踏まえ、一般電気事業者間の取引として認められている行われてきたものであること~~からが、一般電気事業者は、緊急的な供給力の不足分を調達するための全国融通の取引価格等について自主的に公表するなど、説明責任を果たしていくことが、透明性の確保の観点から~~広域機関の設立後は、広域機関の定めるルール及びその指示に基づき、透明性が確保された形で行っていくことが望ましい。

(ポイント)

- ◆広域機関設立に伴い、全国融通については、広域機関の定めるルールや広域機関の指示に基づき、透明性が確保された形で行われることを「望ましい行為」として規定。

第2部 適正な電力取引についての指針

Ⅱ 託送分野における適正な電力取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 託送供給料金等についての公平性の確保

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

① 託送供給料金

一般電気事業者が設定する託送供給料金については、可能な限り利用形態を反映した料金を設定した上で、需要種間の託送供給料金の適切性について必要資料を公表するなど、料金改定時等において自主的に説明するとともに、具体的な算定根拠等について、新規参入者からの個別の問い合わせがあった場合、これに応じて適切に対応することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

また、一般電気事業者は、あるひとつの需要場所に対して供給する場合の託送供給料金負担について、新規参入を検討している者や新規参入者からの電気の購入を検討している需要家からの問い合わせがあった場合、これに応じることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。なお、こうした問い合わせに対して一般電気事業者の託送供給業務を行う部門が対応する場合には、営業部門等他部門との情報遮断を厳格に行うことが適当である。さらに、透明性の確保の観点から、一般電気事業者は、自由化対象の需要家への請求書又は領収書に託送供給料金相当支払分を明記することが望ましい。

~~（注）なお、電気事業法上非規制となっている自己託送についても、同じネットワークの利用であることから、一般電気事業者が自主的に、自己託送の条件を小売託送の条件と比較して整合性のとれたものとする~~
~~ことが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。~~

(ポイント)

- ◆第1弾改正によりこれまで非規制であった自己託送が制度化されたことから、非規制であることを前提にガイドラインに盛り込まれていた記述を削除。

第2部 適正な電力取引についての指針

Ⅲ 卸売分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方

(1) 一般電気事業者の電気の調達

ア 一般電気事業者が電気を調達する方法としては、主に以下の4つの選択肢がある。

②火力電源の開発については、~~自社で建設する場合は~~、電気事業法上の供給計画に基づき、計画的に開発する。また、~~他者から調達する場合は、入札を実施することもできるが、入札によらない場合は、原則、電気事業法上の卸供給として規制料金により調達する。~~一般電気事業者が火力電源を自社で新設・増設・リプレースしようとする場合は、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」(平成24年9月18日策定、平成26年9月8日改定)に基づき、原則全ての火力電源について、入札を実施する。

(ポイント)

◆火力電源の新設・増設・リプレースについては、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」(火力入札ガイドライン)が策定されていることから、これに基づき、原則全ての火力電源について入札を実施する旨の記述に改正。なお、火力入札ガイドラインについては、電力システム改革の動向や、火力入札の実施状況等を踏まえ、不断の見直しを行うことが適当とされている。

第2部 適正な電力取引についての指針

Ⅲ 卸売分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方

(2) 新規参入者への卸売

一般電気事業者による新規参入者への供給のうち、常時バックアップについては、電気事業法上規制をされていないが、電力システム改革専門委員会報告書（平成25年2月）において、新規参入者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（3割程度）の常時バックアップが確保されるような配慮を一般電気事業者が行うよう求めることが適当であるとされている。また、常時バックアップの価格については、ベース電源代替としての活用に資するよう、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げるよう見直しが行われたところである。新規参入者があまりに過度に相当の長期間にわたって常時バックアップに依存することは望ましくなく、卸電力取引所の創設に伴いなど卸電力市場の活性化により、今後は、取引所に移行していくことが期待されている。ただし、そのためには、卸電力取引所における取引が十分に厚みのあるものであること及び市場監視が十分になされることなどの条件が整うことが必要となる。

(ポイント)

◆常時バックアップについては、平成25年から量と価格の両面で運用が見直されていることから、その実態を踏まえた記述に改正。

第2部 適正な電力取引についての指針

Ⅲ 卸売分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方

(3) 卸電力取引所

卸電力市場については、一般電気事業者による長期の相対取引が大宗を占める構造に大きな変化はみられないが、自由化の進展に伴い卸電力の取引形態は多様化し、市場の流動性が徐々に高まっている。

電気事業分科会報告書「今後の望ましい電気事業制度の骨格」（平成15年2月15日）において、投資リスクの判断の一助となる指標価格の形成、需給ミスマッチ時の電力の販売・調達手段の充実等、事業者のリスクマネジメント機能を強化するため、卸電力取引所の設立が提言された。これを受けて、平成17年4月から卸電力取引所における実際の取引が開始された。取引量はいまだ少ないものの、卸電力取引の担い手の~~すべて~~全てが参加し得るマーケットであり、卸電力市場の中で重要な役割を担うことが期待される。

~~この点に関し、電気事業分科会の基本答申「今後の望ましい電気業制度の在り方について」（平成20年3月）においては、「取引メニューの充実や取引ルールの改善等の制度改革を実効あるものとするためには、流動性の向上を図るべく、卸電力取引所の取引の厚みが、常時バックアップの取引所取引への移行の主な条件として議論されてきたこと等を踏まえ、常時バックアップの動向も見極めながら、例えば、現行の取引量に常時バックアップの移行に十分な量を追加した水準を将来的に目指すことを関係者間で共有することが重要である」とされている。卸電力取引所の活用については、電力システム改革専門委員会報告書において、必要な適正予備率を確保した上で、余力は原則全量を卸電力取引所に投入することが適当であるとされており、平成25年3月以降、これを踏まえた一般電気事業者9社の自主的な取り組みが行われている。~~

新規参入者にとっては、電源調達の多様化という観点から卸電力取引所における取引は重要であり、常時バックアップが卸電力取引所に移行される場合には、さらにその重要性は高まるものと考えられる。また、卸電力取引所におけるスポット取引は、余剰電力の入札先及びインバランスの発生を未然に防ぐための電源調達先として、新規参入者の事業継続に欠かせない機能を有している。

(ポイント)

- ◆卸電力取引所の活用については、余力を全量投入するという考え方が取られており、平成20年の基本答申時点から考え方が進展しているため、これを踏まえた記述に改正。